

＜直接的必要経費とは＞

それなしでは事業が成り立たないものを指します。

- ・原材料費や仕入れ代、仕入れにかかる運送経費等
- ・居住住宅以外に事務所・倉庫を賃借して事業を行っている場合の賃借料及びこれに付随する水道光熱費、通信費等の経費

＜直接的必要経費とは認められないもの＞

減価償却費、租税公課、損害保険料、接待交際費、借入金利息、修繕費、給与賃金、税務上の恩恵として認めている経費（青色申告特別控除及び専従者給与控除、医療費をはじめとする各種控除）等については、原則として認められません。

※経費の考え方は所得税法と異なります。確定申告における所得金額ではありません。

※減価償却費について、固定資産は取得時に備品等の経費として計上されており、毎年の減価償却においては現金の直接的支払いを伴わないため認められません。